

訪問看護料金表（医療保険・精神）

項目					料金	基本利用料(利用者負担金)					
						1割負担	2割負担	3割負担			
基本 利用料	精神科訪問看護管理療養費 (1日につき)	1日目			¥7,670	¥767	¥1,534	¥2,301			
		2日目以降(訪問看護管理療養費1)			¥3,000	¥300	¥600	¥900			
		2日目以降(訪問看護管理療養費2)			¥2,500	¥250	¥500	¥750			
	精神科訪問看護基本療養費Ⅰ (1日につき)	保健師、看護師、作業療法士	週3日目まで	30分以上	¥5,550	¥555	¥1,110	¥1,665			
				30分未満	¥4,250	¥425	¥850	¥1,275			
			週4日目以降	30分以上	¥6,550	¥655	¥1,310	¥1,965			
				30分未満	¥5,100	¥510	¥1,020	¥1,530			
			准看護師	週3日目まで	30分以上	¥5,050	¥505	¥1,010	¥1,515		
					30分未満	¥3,875	¥388	¥775	¥1,163		
		週4日目以降		30分以上	¥6,050	¥605	¥1,210	¥1,815			
				30分未満	¥4,720	¥472	¥944	¥1,416			
		精神科訪問看護基本療養費Ⅲ (1日につき) ※1	保健師、看護師、作業療法士 同一日に2人	週3日目まで	30分以上	¥5,550	¥555	¥1,110	¥1,665		
					30分未満	¥4,250	¥425	¥850	¥1,275		
				週4日目以降	30分以上	¥6,550	¥655	¥1,310	¥1,965		
					30分未満	¥5,100	¥510	¥1,020	¥1,530		
	保健師、看護師、作業療法士 同一日に3人以上			週3日目まで	30分以上	¥2,780	¥278	¥556	¥834		
					30分未満	¥2,130	¥213	¥426	¥639		
				週4日目以降	30分以上	¥3,280	¥328	¥656	¥984		
					30分未満	¥2,550	¥255	¥510	¥765		
			准看護師 同一日に2人	週3日目まで	30分以上	¥5,050	¥505	¥1,010	¥1,515		
					30分未満	¥3,875	¥388	¥775	¥1,163		
				週4日目以降	30分以上	¥6,050	¥605	¥1,210	¥1,815		
					30分未満	¥4,720	¥472	¥944	¥1,416		
	准看護師 同一日に3人以上			週3日目まで	30分以上	¥2,530	¥253	¥506	¥759		
					30分未満	¥1,940	¥194	¥388	¥582		
				週4日目以降	30分以上	¥3,030	¥303	¥606	¥909		
					30分未満	¥2,360	¥236	¥472	¥708		
			精神科訪問看護基本療養費Ⅳ 緩和・褥瘡ケアの専門看護師	外泊時の訪問看護、管理療養費なし 専門看護師と同一日に共同の訪問看護、管理療養費なし			¥8,500 ¥12,850	¥850 ¥1,285	¥1,700 ¥2,570	¥2,550 ¥3,855	
			加算項目 基本療養費	緊急訪問看護加算	月の14日目まで			¥2,650	¥265	¥530	¥795
					月の15日目以降			¥2,000	¥200	¥400	¥600
				夜間・早朝訪問看護加算	夜間(18～22時)、早朝(6～8時)			¥2,100	¥210	¥420	¥630
	深夜訪問看護加算			深夜(22時～6時)			¥4,200	¥420	¥840	¥1,260	
	長時間精神科訪問看護加算			90分を超えた場合(要件により1回～3回)			¥5,200	¥520	¥1,040	¥1,560	
複数名精神科訪問看護加算	保健師、看護師のいずれかと 保健師、看護師、作業療法士			1日1回	同一建物内2人以下	¥4,500	¥450	¥900	¥1,350		
					同一建物内3人以上	¥4,000	¥400	¥800	¥1,200		
		1日2回		同一建物内2人以下	¥9,000	¥900	¥1,800	¥2,700			
				同一建物内3人以上	¥8,100	¥810	¥1,620	¥2,430			
		1日3回以上		同一建物内2人以下	¥14,500	¥1,450	¥2,900	¥4,350			
				同一建物内3人以上	¥13,000	¥1,300	¥2,600	¥3,900			
	保健師、看護師のいずれかと 准看護師	1日1回		同一建物内2人以下	¥3,800	¥380	¥760	¥1,140			
				同一建物内3人以上	¥3,400	¥340	¥680	¥1,020			
		1日2回		同一建物内2人以下	¥7,600	¥760	¥1,520	¥2,280			
				同一建物内3人以上	¥6,800	¥680	¥1,360	¥2,040			
		1日3回以上		同一建物内2人以下	¥12,400	¥1,240	¥2,480	¥3,720			
				同一建物内3人以上	¥11,200	¥1,120	¥2,240	¥3,360			
	保健師、看護師のいずれかと 看護補助者、精神保健福祉士	週1回		同一建物内2人以下	¥3,000	¥300	¥600	¥900			
				同一建物内3人以上	¥2,700	¥270	¥540	¥810			
		精神科複数回訪問加算 ※2			1日2回	同一建物内2人以下	¥4,500	¥450	¥900	¥1,350	
			同一建物内3人以上			¥4,000	¥400	¥800	¥1,200		
1日3回	同一建物内2人以下		¥8,000		¥800	¥1,600	¥2,400				
	同一建物内3人以上		¥7,200		¥720	¥1,440	¥2,160				
難病等複数回訪問加算	1日2回	同一建物内1人または2人		¥4,500	¥450	¥900	¥1,350				
		同一建物内3人以上		¥4,000	¥400	¥800	¥1,200				
	1日3回以上	同一建物内1人または2人		¥8,000	¥800	¥1,600	¥2,400				
		同一建物内3人以上		¥7,200	¥720	¥1,440	¥2,160				

加算項目 管理療養費	24時間対応体制加算(月1回)	月1回	看護業務の負担軽減の取組を行っている場合	¥6,800	¥680	¥1,360	¥2,040
			上記以外の場合	¥6,520	¥652	¥1,304	¥1,956
	特別管理加算	月1回	重症度等の高い利用者の場合	¥5,000	¥500	¥1,000	¥1,500
			上記以外の場合	¥2,500	¥250	¥500	¥750
	退院時共同指導加算	月1回	※特別管理加算対象者は月2回まで	¥8,000	¥800	¥1,600	¥2,400
	特別管理指導加算	1回	特別管理加算対象者に対して退院時共同指導加算に上乗せ	¥2,000	¥200	¥400	¥600
	退院支援指導加算	1回	長時間にわたる療養上の指導を行った場合	¥8,400	¥840	¥1,680	¥2,520
			上記以外の場合	¥6,000	¥600	¥1,200	¥1,800
	在宅患者連携指導加算	月1回	支援機関等と2回以上文書等により情報共有を行い指導した場合	¥3,000	¥300	¥600	¥900
	在宅患者緊急時等カンファレンス加算	月2回	治療方針変更時、緊急カンファレンスを実施し共同指導した場合	¥2,000	¥200	¥400	¥600
	看護・介護職員連携強化加算	月1回	喀痰吸引等の業務を行う介護職員等に支援を行った場合	¥2,500	¥250	¥500	¥750
	専門管理加算	月1回	専門の研修を受けた看護師が専門的な管理を含む看護を提供	¥2,500	¥250	¥500	¥750
	訪問看護医療DX情報活用加算	月1回	オンライン資格確認等を活用した上で看護サービスを提供した場合	¥50	¥5	¥10	¥15
	精神科重症患者支援管理連携加算 イ	月1回	専任チームにより定期的なカンファレンスを行い週2回以上訪問	¥8,400	¥840	¥1,680	¥2,520
	精神科重症患者支援管理連携加算 ロ	月1回	専任チームにより定期的なカンファレンスを行い月2回以上訪問	¥5,800	¥580	¥1,160	¥1,740
	訪問看護医療DX情報活用加算	月1回	オンライン資格確認等を活用した上で看護サービスを提供した場合	¥50	¥5	¥10	¥15
加算項目 その他	訪問看護情報提供療養費1・2・3	月1回	市町村、保育所等、医療機関等に対して情報提供した場合	¥1,500	¥150	¥300	¥450
	ターミナルケア療養費1	該当月	ターミナルケアに関する計画および支援など条件に応じて算定	¥25,000	¥2,500	¥5,000	¥7,500
	ターミナルケア療養費2	該当月	上記内容に合わせ、看取り介護加算の対象者の場合	¥10,000	¥1,000	¥2,000	¥3,000
	訪問看護ベースアップ評価料(1)	月1回		¥780	¥78	¥156	¥234

※1 精神科訪問看護基本療養費Ⅲは同一建物居住者に同一日に他の利用者にも訪問した場合に算定

※2 医療機関が精神科重症患者早期集中支援管理料を算定する利用者である場合に算定